

「出来町公園休養施設等設置・管理運営事業：募集要項等」修正箇所新旧対照表

令和7年12月19日

令和7年11月28日に公表した「出来町公園休養施設等設置・管理運営事業：募集要項等」からの修正箇所の対照表を以下に示します。
 なお軽微な文言訂正、および趣旨を明確にするための軽微な文言追記等については掲載を省略します。

■募集要項

該当箇所	訂正前	訂正後
P10 図3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間（最長10年） ・事業期間（3年毎、4回迄） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営期間（最長10年） ・運営期間（3年毎、4回迄）

■基本協定書（案）

該当箇所 (訂正後)	訂正前	訂正後
P3 第10条第1項	<p>事業者は、第6条及び第7条の規定による許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により本市に対し意向を表明することとする。本市は、第28条に定める事業評価等により、事業者の維持管理又は管理運営が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができる。この場合、事業者は、事業期間満了の6か月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができる。更新の際の許可期間は3年以内とし、更新回数は最大4回までとする。</p>	<p>事業者は、第6条及び第7条の規定による許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により本市に対し更新の意向を表明することとする。本市は、第28条に定める事業評価等により、事業者の維持管理又は管理運営が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができる。この場合、事業者は、施設等の運営期間満了の6か月前までに再度許可申請を行い許可を受けることができる。更新の際の許可期間は3年以内とし、更新回数は最大4回までとする。</p>
P3 第11条第2項	<p>2 事業者は、第6条第1項又は第7条第2項の設置管理許可に係る申請書に定める内容に変更が生じた場合、本市に対し、公園条例第12条第3号に定める記載事項を記載した申請書をもって再度申請し、本市の変更許可を受けなければならない。</p>	<p>2 事業者は、第6条第1項及び第3項、又は第7条第2項の設置管理許可に係る申請書に定める内容に変更が生じた場合、本市に対し、公園条例第12条第3号に定める記載事項を記載した申請書をもって再度申請し、本市の変更許可を受けなければならない。</p>
P3 第12条第4項	<p>4 事業者は、少なくとも工事に着手する前、施設供用開始時の【2回】、周辺住民に対する説明会を開催しなければならない。開催に当たっての詳細は本市と事業者で協議するものとする。</p>	<p>4 事業者は、少なくとも工事に着手する前、及び施設供用開始前の【2回】、周辺住民に対する説明会を開催しなければならない。開催に当たっての詳細は本市と事業者とで協議するものとする。</p>

P4 第 17 条第 2 項 P5 第 18 条第 2 項	2 本市及び事業者は、前項の負担金の金額、支払時期、支払方法等の支払いに関する事項について、第 19 条に規定する事業計画書に基づき、双方協議の上、本契約と別に覚書を締結して決定する。	2 本市及び事業者は、前項の負担金の金額、支払時期、支払方法等の支払いに関する事項について、第 19 条第 2 項に規定する事業計画書に基づき、双方協議の上、本協定と別に協定等を締結し決定する。
P6 第 19 条第 4 項	4 募集要項や事業提案その他関係法令等に適合していない場合、本市は事業者に事業計画書の修正を求めることができるものとする。	4 募集要項や事業提案その他関係法令等に適合していないと本市が判断した場合、本市は事業者に事業計画書の修正を求めることができるものとする。
P6 第 20 条第 2 項	2 事業者は、賃借人が第 28 条第 2 項に抵触することを知った場合は、直ちに本市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。	2 事業者は、賃借人が第 30 条第 2 項に抵触することを知った場合は、直ちに本市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
P7 第 23 条第 4 項	4 本市は、事業者が第 32 条第 1 項に定める原状回復を完了した後、未払いの債務があればその弁済に保証金を充当した残額を事業者に返還する。	4 本市は、事業者が第 33 条第 1 項に定める原状回復を完了した後、未払いの債務があればその弁済に保証金を充当した残額を事業者に返還する。
P7 第 24 条第 1 項	本市が第 30 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の但し書きにより本協定を解除した場合、事業者は、●円【公園使用料に係る提案価格（提案期間の合計）の 100 分の 10 にかかる金額】の違約金を本市に支払わなければならない。	本市が第 30 条第 1 項及び第 2 項、第 31 条第 1 項の但し書きのいずれかの事由が生じたこと、又は事業者の責めに帰すべき事由に起因して本協定を解除した場合、事業者は、●●●円【公園使用料に係る提案価格（提案期間の合計）の 100 分の 10 にかかる金額】の違約金を本市に支払わなければならない。
P8 第 27 条	7 本協定の締結後の不可抗力により、事業者が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業の継続のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、事業者は、本市と協議の上、第 30 条に基づいて本協定を解除することができる。	7 本協定の締結後の不可抗力により、事業者が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業の継続のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、事業者は、本市と協議の上、第 31 条第 3 項に基づいて本協定を解除することができる。
P9 第 28 条第 2 項	2 事業者は、月間報告書を毎月作成し、翌月 10 営業日以内に、本市に対し報告を行うこととする。各報告の内容・書面等の詳細については、本市と事業者と協議の上、決定する。なお、本条第 4 項に定める事業評価の他、本市が必要と認める場合、事業者に報告を求める場合がある。	2 事業者は、月間報告書を毎月作成し、翌月 10 営業日以内に、本市に対し報告を行うこととする。各報告の内容・書面等の詳細については、本市と事業者とで協議の上、決定する。なお、本条第 5 項に定める事業評価の他、本市が必要と認める場合、事業者に報告を求める場合がある。

P9 第 28 条第 6 項	6 本市は、事業評価の結果、本事業が適切に実施されていない、若しくは適切に実施されない恐れがあると判断した場合には、事業者に対し改善を指示する。本市は、報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合は、事業者に対しその改善を指示する。改善勧告を受けた場合、事業者は本市の指示に従うとともに、14 日以内に対応方針を整理し、本市に報告するものとする。	6 本市は、事業評価の結果、本事業が適切に実施されていない、若しくは適切に実施されない恐れがあると判断した場合には、事業者に対し改善を指示する。 本市は、報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合は、事業者に対しその改善を指示する。 改善勧告を受けた場合、事業者は本市の指示に従うとともに、14 日以内に対応方針を整理し、本市に報告するものとする。
P10 第 30 条第 1 項 第 1 号	(1) 事業者が、本協定、公園施設設置許可・管理許可等の許可条件又はその他関係法令等に違反する行為をおこなった場合	(1) 事業者が、本協定、公園施設設置許可・管理許可等の許可条件又はその他関係法令等に違反する行為をおこなった場合、又は第 11 条第 1 項に基づき本市が第 6 条及び第 7 条の許可を取り消した場合
P10 第 30 条第 1 項 第 9 号	(9) 事業者が、合併、会社分割等により法人格の変動が生じた場合	(9) 事業者が、合併、会社分割等により法人格の変動が生じた場合で、本市が、本事業の継続が困難と判断する場合
P11 第 31 条第 1 項	事業者は、経営状況など事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の 3 か月前までに、本市に対して書面により解除の申請を行うものとする。申請に対し本市及び事業者の協議の上、本市が同意した場合に限り、損害賠償なく、本協定を解除することができる。ただし、本市が同意しない場合には、第 23 条第 1 項に基づく違約金を支払った上で本協定を解除することができる。	事業者は、経営状況など事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の 3 か月前までに、本市に対して書面により解除の申請を行うものとする。申請に対し本市と事業者との協議の上、本市が同意した場合に限り、損害賠償なく、本協定を解除することができる。ただし、本市が同意しない場合には、第 24 条第 1 項に基づく違約金を支払った上で本協定を解除することができる。
P12 第 32 条第 1 項	本市は、第 29 条第 2 項に基づき、本事業の内容の変更または一時中止を指示した場合、又は、第 30 条第 1 項に基づき本協定を解除した場合、事業者の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。	本市は、第 29 条第 2 項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第 30 条第 1 項及び第 2 項に基づき本協定を解除した場合、事業者の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。
P12 第 32 条第 2 項	2 前項の場合において、事業者が第 30 条第 1 項第 9 号に該当するときは、その具体的内容を公表するものとする。	2 前項の場合において、事業者が第 30 条第 2 項に該当するときは、その具体的内容を公表するものとする

別紙 2 (1) 共通 不可抗力リスク	不可抗力による観光バス乗降場の維持管理・運営に関する追加費用 …負担者 市：－ 事業者：○	不可抗力による観光バス乗降場の維持管理・運営に関する追加費用 …負担者 市：△※2 事業者：○ ※2：本市の負担金割合や各施設の公共性等を踏まえ、別途、本市と事業者で協議する。
---------------------------	--	--